

◆ 新たな経済的支援制度の概要

| 区分 | | 支援対象者 | 支援額 |
|---|--------------------|--|--|
| 緊急 支援金 (※) 令和8年 4月1日 以降に発 生した犯 罪による 被害に限 る | 死亡・ 重傷病 支援金 | 殺人や傷害などの犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた方のご遺族及び被害者の方 | 死亡:100万円 重傷病 1月～3月:30万円 3月以上:50万円 |
| | 転居・ 防犯対策 支援金 | 対象となる犯罪被害(殺人、強盗、不同意性交等)に起因して転居又は防犯対策の強化が必要になったと認められる方及びご遺族等 | 上限20万円 |
| | 生活維持 支援金 | 犯罪被害により生計の維持が一時的に困難となる被害者の方 | 上限30万円 |
| 遺児等支援金 | | 殺人や傷害などの犯罪行為(交通犯罪除く)により亡くなられたり、重度の障がいを負われた犯罪被害者の子、兄弟姉妹等 | 年齢に応じて、一人につき 2万円～10万円/年 |
| 再提訴等支援金 | | 殺人や傷害などの犯罪行為により亡くなられたり、重症病を負われたことに対する損害賠償請求権に係る債務名義の時効を更新するために再度損害賠償請求訴訟を提起(再提訴)する方等 | 上限33万円 |

※以下の場合には対象になりません

- ・他の公的な機関の同様の制度による支援を受けている場合
- ・被害者又は遺族が暴力団員等である場合
- ・被害者と加害者が親族関係にある場合(※「遺児等支援金」は除く)
- ・(※「死亡・重症病支援金」のみ)犯罪行為を誘発、又はその責めに帰すべき行為があった場合
- ・その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合

※各支援金ごとに、支給要件が異なります

支給要件につきましては、鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター(以下「サポートセンター」)にお問い合わせください

※従来から県独自に行っている直接支援(緊急避難場所提供・住宅復旧、医療支援、相談支援、生活支援(家事援助、介護援助、一時保育、学習支援))は継続して行います

新たな経済的支援制度の利用にあたっては、サポートセンターとの面接相談が必要になります。

まずはお電話で、サポートセンターにお問合せください。

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター

☎ 0120-00-0325

受付時間 9:00～17:00(平日)